

令和7年度 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会

第3回事務事業評価部会 議事概要

- ◇ 日 時 令和7年12月4日（木） 14：00～15：50
- ◇ 会 場 総務部分室（県庁5階）
- ◇ 出席委員 部会長 橋口恵佳
委 員 鈴木治、吉原元子〈五十音順、敬称略〉

1 開 会

2 挨 捶

○伊藤総務部次長あいさつ

3 議 事

○会議の公開の可否について、原則として公開することに決定

（1）協議 対象事業の評価・検証

◇「総合的な雪対策推進事業費」について【資料2-①】

（吉原元子委員）

いきいき雪国山形推進交付金に含まれる事業は、非常に幅広い内容であるという印象を受けました。事業創設の背景として、平成23年、24年の豪雪が県民生活に甚大な影響を与えたことが挙げられており、生活支援のための雪対策事業であると理解しました。その中で、除排雪支援や除雪は生活を支える活動として理解できますが、雪を活用した祭りやイベントの開催が本事業に含まれるのは、どのような理由からでしょうか。

（移住定住・地域活力拡大課）

本県では平成30年12月に「いきいき雪国やまがた基本条例」を制定しており、これに基づき「雪対策基本計画」が定められています。この計画は令和2年から令和11年までの10年間を対象としております。計画における方針は、「全ての県民が安心して暮らし、国内外との交流や新しい価値を生み出す、いきいきとした雪国山形作り」を目指すものです。これに基づき、単に除排雪や共同除排雪への支援に留まらず、雪を有効活用する「利雪」や、雪に親しむ「親雪」といった取組みも推進することで、雪の「負のイメージ」を払拭し、いきいきとした雪国山形を創造していく方針です。

（吉原元子委員）

雪を活用した取組みについて、地域活性化のためのお祭りや観光客誘致イベントと理解しました。成果指標にも「冬の観光客数」が含まれていますが、このような活動は他の観光関連事業でも実施されているのではないでしょうか。雪を活用している点は理解できる

ものの、観光客誘致という目的においては、他の事業との重複が生じているように感じます。この点について、どのように整理されているのかお聞かせください。

(移住定住・地域活力拡大課)

先ほど御説明しましたとおり、いきいき雪国山形の実現を目指し、行動計画等を策定し推進しています。資料1枚目の個表右側に記載の成果指標を御覧ください。令和7年度から令和11年度を実施期間とする現行のアクションプランでは、以前のアクションプランで掲げた「雪害による死亡者数ゼロ」と「冬の観光客数」を継続するとともに、過疎化や高齢化といった地域課題に対応するため、新たな指標として「共助による除雪活動を行う団体数」を設定しました。

いきいき雪国山形推進交付金は、このアクションプランにおける重要な施策の一つであり、アクションプランの成果指標に紐づいています。特に「冬の観光客数」については、観光文化スポーツ部が策定している「おもてなし山形観光計画」の指標を参考にしています。観光誘客キャンペーン等の事業は観光部局の補助金によって実施されていると認識していますが、当部局では、雪文化マイスターが実施する雪を活用したイベントを重点的に支援しているところです。

(吉原元子委員)

重複ではなく、それぞれの強みを活かして実施されていると理解しました。しかしながら、観光客の視点から見ると、その違いは判別しにくいと感じますので、より効率的な広報や宣伝活動に繋がるよう御配慮いただきたいと思います。また、雪対策も限られた予算の中で実施されていると思いますので、必要なところに重点的に予算が配分されるよう、御配慮いただければ幸いです。

(鈴木治委員)

私からは、高齢者などの要援護者宅、つまり個人宅の除排雪支援について質問します。個人宅を対象とする場合、どのような条件や要件の方が対象となるのかを教えてください。これだけ多くの高齢者世帯がある中で、この制度が利用したい方々に十分に届いているのかと考えると疑問が残ります。本事業は広範囲にわたるため、年間9,100万円という予算では到底足りないのではないかと感じています。そこで、個人宅への支援が実際にどれほど行き渡っているのか、県としてどのように評価されているのかを伺います。

また、このような広範囲の事業に対し、予算がいくらあっても足りないのではないかという懸念もあります。個人的な意見ではありますが、自治会などが行う共助活動に予算を厚く配分する方が、今後の高齢化に対応できるのではないかと考えます。このような広範囲の事業において、県としてどこに重点を置いていくべきかお聞かせください。

(移住定住・地域活力拡大課)

この交付金は、市町村が実施する事業に対し、2分の1を上限として支援するものです。各市町村によって重点的に取り組む内容は異なるため、様々なメニューを用意していますが、要援護者対策は必須の取組みとしてお願いしています。高齢者個人への支援の程度に

については、市町村の事業内容に落とし込まれており、その内容を精査し、合致するものであれば採択しています。

しかし、委員がおっしゃるとおり、全ての要望に対応できていないというのが実情で、毎年、市町村からの要望額は交付額の倍以上に上ります。限られた予算ではありますが、事業を精査した上で、各市町村が重点的に取組みたい事業に交付金を活用いただいているものと理解しています。

一方、「共助」の部分については、市町村によって取組み状況が様々です。代表的な例として、米沢市では狭い道路の排雪を住民組織である協議会が主体となり実施しています。市ではその費用に対して2分の1の補助を行っており、これに当交付金を活用いただいている。確かに、自助・共助・公助のバランスの取れた取組みが必要であると考えていますが、市町村の意向を十分に尊重し、交付を行っているところです。

(鈴木治委員)

あくまで市町村が実施したいことを県がサポートするという点は理解できました。しかし、この予算規模と対象範囲を考えると、大変失礼ながら、中途半端な形になってしまふのは非常にもったいないと感じました。

今後、個人の緊急的な雪対策の必要性はますます高まると思います。しかし、個人に対する除排雪支援には限界があると考えますので、「共助」の取組みについて、県がより積極的に推進・奨励していく必要があるのではないかと個人的には思いました。御検討よろしくお願いします。

(樋口恵佳部会長)

私からもいくつか発言いたします。雪という、県民にとって避けられない自然災害に対し、県が様々な地域における負担を平準化するという考えは、県の役割として重要であると認識しています。

一方で、観光や祭りの支援については、地域が雪を活用して賑わいを創出するという視点が強いため、むしろ地域や市町村が運営や支出を主に担うべきではないかと考えます。アクションプランや基本計画があるとのことですが、10年間の計画の中では見直しの機会もあるかと思います。雪という共通項で全てを括るのではなく、その受益者が誰なのか、またそれが県の支出すべき事項なのかという点を、今後さらに検討いただきたいというのがコメントです。

もう一点、この雪対策事業費は他県でも一般的なものなのかお聞かせください。

(移住定住・地域活力拡大課)

本県の交付金のように、市町村の取組みに対して総合的、継続的な支援を行う制度を設置している例としては、新潟県と富山県があります。

新潟県では冬季集落安全安心確保対策として特別豪雪地帯の市町村が取り組む集落の除雪活動経費を支援しています。富山県では、NPO等の除雪活動支援の他、地域ぐるみの除排雪体制の整備について支援しています。今承知しているのはこの2県になります。

(樋口恵佳部会長)

それぞれの予算規模はどのようになりますか。

(移住定住・地域活力拡大課)

新潟県の予算規模は1,200万円、富山県はNPOの除雪活動支援が500万円、地域ぐるみの除排雪体制整備が1,700万円で合計2,200万円です。これに対し、本県は9,100万円となっています。

(樋口恵佳部会長)

他県と比較すると、本県の予算額はかなり大きいという印象です。しかし、もっと積雪量の多い青森県などが同様の事業を持っていないのは少し気になります。そのような県では、どのような枠組みで除雪支援を行っているのでしょうか。

(移住定住・地域活力拡大課)

これ以外の県でも個別の支援策は存在するかもしれません、本県や新潟県、富山県のように市町村への総合的な支援を行っている事例は、現在把握しておりません。

(樋口恵佳部会長)

その点では山形県の特色と言えるのかもしれません。しかしながら、他県と比較して予算規模が大きいという点については、今後の支出の効率性や、事業の規模の検討を行う際に十分に御留意いただければと思います。

◇「企業立地促進補助金」について【資料2-②】

(鈴木治委員)

いくつか質問します。まず1点目ですが、県外企業の誘致における本県の競争力について、現状をどのように評価しているのでしょうか。また、その競争力が、本補助金よりもだとお考えなのか、実績と合わせてお聞かせください。

2点目ですが、本補助金は雇用の受け皿を増やすことが目的の一つと理解しています。しかし、現状は人材不足が深刻化している中で、県外企業に労働力を奪われるという側面も生じているのではないかと考えます。この点について、昨今の状況を踏まえ、県としてどのようにお考えでしょうか。

3点目です。県の財政改善という視点からですが、他県の補助金内容と比較して、本補助金の額が多いのか少ないのか、お伺いしたいと思います。

(産業立地室)

順次お答えします。まず企業誘致についてですが、経済産業省が毎年行っている工場立地動向調査において工場建設のために土地を取得した件数の全国比較が出ています。令和2年から令和6年の直近5年間での本県の新規立地件数は84件です。東北全体では同期間に383件あり、6県の中で比較すると、福島県が106件で最も多く、次いで本県と宮城県

がともに84件となっており、本県は毎年1位から3位のいずれかの順位を維持している状況です。これらの要因が補助金によるものかと言われると、企業誘致の効果は補助金だけではなく、インフラや行政の他の支援も含まれるため、補助金が一助となっているのは確かですが、それが全てであるとは考えていません。

次に、雇用の受け皿、特に人手不足の状況下での企業誘致についてです。みらい企画創造部での分析によると、本県は人口減少下においても実質県内総生産額が一貫して増加傾向にあります。その要因としては、設備投資や技術革新による労働生産性の上昇が大きく寄与していると分析しています。我々としても、事業所数が減少傾向にある中で、生産性向上と高付加価値な産業構造を目指す目的で、県外からの企業誘致や県内企業の増設支援を行っています。個別の案件を1つ1つ見てはおりませんが、これまでの県内企業と比較して、立地企業は投資によって生産効率が高く、高付加価値なものづくりを行う傾向があります。これにより、人手不足の中でも高付加価値化、ひいては県民所得の向上という面で雇用の受け皿となっており、この視点からも効果があると考えています。

3点目の他県との補助金の比較についてですが、企業誘致においては特に隣県との競争が大きいです。そのため、東北6県の補助制度を常に比較対象としており、各県が目指す業種や目標に応じて、業種ごとの補助上限額、雇用数、補助率などを調整しています。例えば、新設補助、増設補助、ソフト産業補助など多岐にわたりますが、本県の補助制度は、総じて補助率や限度額において他県よりも高い水準にあると考えています。

その中でも本県の特徴として、他県にはない雪対策の加算を設けたり、数年前からは若者や女性の県内定着支援を強化するため、ソフト産業向けの補助を他県より手厚くしたりしています。分野によっては他県の方が優れている場合もありますが、本県としては、他県との比較において選ばれるような補助制度となるよう取り組んでいます。

(鈴木治委員)

他県と比較して補助内容が充実していることは理解しました。私が申し上げたいのは、他県よりも強いインセンティブを与えてまで、今現在県外企業を誘致する必要があるのかという点です。本事業は県内企業の増設も対象となっており、むしろ県内企業の発展・成長に繋がるような予算の使い方をしていただきたいと個人的には考えております。先ほど県内総生産が増加しているというお話をされました、これは鶴岡の県外資本の製造業者が大きく牽引しているとの認識です。やはり、今後人口減少が見込まれる中で、県内企業をいかに成長させるかという視点も必要になってくるのではないかでしょうか。そういう意味で、他県と比較して県外企業に手厚くするよりも、県内企業への支援を重視すべきではないかと考えています。

(産業立地室)

補足します。新設補助は県外からの企業誘致を対象としていますが、増設補助は、県外資本か県内資本かを問わず対象としています。令和2年から令和6年の期間において、増設補助の対象となった70件のうち、16件は県内資本の企業であり、県内企業の投資に対しても支援を行っていることを御理解いただければと思います。

(吉原元子委員)

先ほど、若年層の県外流出抑制のために新しい産業の誘致も進めているという話がありました。特にＩＴデザインやバックオフィス業務といった産業の誘致を推進しているとのことですが、これらの産業は一般的に都市型の産業ではないかと思います。本県に誘致する上で具体的な強みはどのような点にあるのでしょうか。また、これらの産業を誘致することによって県内企業に対してどのような波及効果が見込まれるのかお聞かせください

(産業立地室)

おっしゃるとおり、ソフト産業は都市型の傾向が強く、本県や東北各県においてもまだ十分な立地が進んでいないのが現状です。しかし、本県には東北芸術工科大学があり、また今年は民間の専門学校でもＩＴ関連の人材育成を行う学校が開設されるなど、人材育成の動きが見られます。こうした環境が強みであり、県内への誘致に向け、これらの点を対外的にＰＲしています。

また、都市型産業であることから、補助金を手厚くすることで優位性を持たせ、加えて「豊富な人材を確保できること」、そして「都市部と比較してオフィス賃料が相対的にも絶対的にも安いこと」を強みとして、関東圏の企業を中心に誘致活動を展開しています。

県内企業への波及効果についてですが、まだ事例は少ないものの、特にバックオフィス業務の分野においては、人手不足が進む中で、業務を切り分けて外部にアウトソーシングし、本業である高付加価値な業務に専念するという動きが見られます。現状では、都市部で獲得した案件を県内で処理するケースが多いですが、県内企業の業務を請け負う事例も若干増加していると聞いています。このように、県内企業に対して業務効率化や経営資源の集中といった形で波及効果をもたらすよう、今後も推進していきたいと考えています。

(吉原元子委員)

ソフト産業は製造業とは異なる特性やニーズがあるため、補助金の金額や要件についても、適宜見直しを御検討いただければと思います。

(樋口恵佳部会長)

委員の皆様からは、他県との比較における規模や予算、企業誘致の実績、そして今後の見通しを含め、様々な御質問をいただきました。これらの御意見を踏まえ、今後の事業のあり方について御検討いただくようお願いします。

◇「保証料軽減対策（現年度・過年度分）」について【資料2-③】

(吉原元子委員)

信用補完対策費は、中小企業の資金調達を支援する上で大変重要な事業であると認識しています。その中でいくつか教えていただきたい点があります。まず、当初予算額に対して、ここ5年ほど執行率が約半分に留まっている原因について、どのように受け止めているのでしょうか。次に、このような保証料軽減策に関して、他県と比較して本県の手厚さはどの程度であるのかお聞かせください。

(商業振興・経営支援課)

まず、予算執行率が50%前後となっている点についてお答えします。本県では、金融面での資金繰り支援を重要視しており、毎年新規融資枠として約750億円を準備しています。この750億円に見合う保証料を事前に確保しておくことが必要であるため、当該予算を計上しています。しかし、実際に750億円全額が執行されるわけではないため、その執行額に見合った保証料が支払われる形となり、結果としてこのような執行率となっています。

次に、他県の状況との比較ですが、保証料の軽減という点のみを見れば、本県の保証割合は高い水準にあると言えます。ただし、信用保証協会への補助という観点から見ると、当県は保証料の補助を行っているのに対し、他県では損失補償を行っているケースもあります。そのため、信用保証協会への補助総額で見た場合、東北地方の中では4番目程度の順位であると認識しており、突出して高いわけではないと考えています。

(吉原元子委員)

750億円の融資枠に対して想定される保証料を予算として計上しているとのことですが、この750億円という融資枠は長期間にわたり一定なのでしょうか。

(商業振興・経営支援課)

近年そのように設定しています。様々な社会経済状況が変化し、物価高騰も長期化しており、人手不足など中小企業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあります。そのため、資金繰り支援の一環として、毎年750億円の融資枠を準備しています。

(吉原元子委員)

ある程度の余裕を持って予算を組んでおくべきだということですね。当初、中小企業にとって利用しにくい点があるため執行率が低いのではないか、あるいはコロナ禍で予算額が一時的に膨らんだまま推移しているのではないかなど、様々な可能性を想像しました。しかし、そうではないということですね。

(商業振興・経営支援課)

本事業は金融機関からも事業者からも大変好評で、自信を持って実施しています。この制度により、事業者の負担は3割程度まで軽減されます。一方で、主に規模の小さい事業者を対象とする信用組合や信用金庫といった金融機関からは、事業者負担をもう少し低減してほしいという要望も伺っています。

(鈴木治委員)

金融機関の立場として意見を申し上げると、この事業は非常に高く評価しており、頼りにしている制度です。一方で、昨今の物価高騰、人手不足、人件費高騰に加え、今後政策金利の引き上げが見込まれることから、中小企業の経営はますます厳しくなることが予想されます。こうした状況において、本制度が設備投資だけでなく、経営改善など後ろ向きな支援も対象としている点については、非常にありがたいと感じています。

ただ、吉原委員からも御指摘があったとおり、執行率が50%に留まっているということは、全体の750億円の融資枠に対して金融機関が半分の融資しかできていないということではないでしょうか。我々の立場からすると、予算を削減するのではなく、むしろこの執行率を積極的に上げていくべきだと考えます。そこで、この制度の要件緩和について、県として検討の余地があるのか教えていただければと思います。

(商業振興・経営支援課)

本県の振興資金は多岐にわたるメニューを用意しており、できるだけ事業者の細かなニーズに応えられるような支援を目指しています。また、県の思いだけではなく、金融機関の皆様とも年に数回、特に予算編成時には必ず各金融機関を訪問し、どのような事業者ニーズがあるのか、あるいは現在の振興資金制度のどの点を改善すれば利用が促進されるなどについて活発な意見交換を行っており、その意見を基にメニューの更新も図っています。今回いただいた御意見も改めて真摯に受け止め、事業者支援を推進していきます。

(鈴木治委員)

要件を見ると、「売上が3ヶ月で前年対比5%以上減少していること」といった細かな要件があります。しかし、経営の安定を図る目的で利用したい経営者の方々は、必ずしもそのような杓子定規な要件に該当しないケースが少なくありません。そうした点について、ぜひ御検討いただきたいと思います。

また、執行率が50%に留まっているということは、やはりその制度へのニーズが十分にないということでもあるかと思いますので、予算の削減についても検討していただく必要があると考えます。

(商業振興・経営支援課)

商工業振興資金の窓口は金融機関になりますので、利用に向けた認定を行うにあたっては、ある程度のルール設定が必要となります。基準が明確でないと、金融機関でも対象として良いのかといった判断が難しくなります。そのため、我々は常に金融機関との意見交換を重ね、その中で現在の着地点を見出していることを御理解いただければと思います。

(樋口恵佳部会長)

県、信用保証協会、市町村、そして企業との間にある金融機関等と意見交換を重ねた上で、本事業の要件が定められていることは理解しました。しかしながら、社会情勢は絶えず変化しますので、現状で多様なメニューを提供しているという自負があったとしても、来年以降もそれが有効であるとは限りません。つきましては、ぜひゼロベースでの検討や、不斷の見直しを実施していただきたいと思います。

委員の皆様からは、特に執行率に関連して、当初予算規模の適切性、融資枠に見合う利用があるのかどうか、そのための要件はどうなっているのか、そして他県と比較して山形県はどのような支援形態であるのかといった質問や様々意見が出されました。

本日の意見等を参考に、今後も事業のあり方について御検討いただくようお願いします。

◇「インバウンド拡大に向けた誘客促進事業」について【資料2-④】

(鈴木治委員)

私は4点質問します。旅行商品を造成した旅行会社に対する支援として、県内発着で9,000円、県外空港利用で5,400円の助成があることですが、他県の同様の助成制度と比較して、どのような位置づけにあるのか、把握していればお伺いしたいです。

次に、航空会社への空港着陸料等の補助についてですが、航空会社にとって非常に少額ではないかと感じます。果たしてこの補助に効果があるという認識なのでしょうか。その仕組みや効果について御説明いただきたいです。

また、県民のパスポート取得支援の補助を実施されておりますが、これがインバウンド誘致の促進に繋がっているのか、その根拠についてお聞かせください。

最後に、具体的なチャーター便の見通しは、現時点で立っているのでしょうか。

(イン・アウトバウンド推進課)

まず、旅行商品造成に対する支援の他県状況についてですが、東北観光推進機構が東北一帯を世界に向けてPRする中で、各県の状況を調査しています。しかし、非公表の県もあるため、当方で個別に東北6県の状況を確認したところ、造成支援を行っていない県もあれば、本県よりも高額な助成金を出している県もありました。ただし、市場や要件によって金額を変えているため一律に比較はできない状況です。インバウンド誘致のため、各县が様々に工夫を凝らしており、当然ながら一県だけに留まる旅行はないものの、1泊でも多く、1日でも長く滞在していただきたいという思いで、様々策を講じている状況です。

次に、空港着陸料等への支援について、航空会社からすれば少額ではないかとの御指摘ですが、当方が用意しているインバウンド誘客に向けたインセンティブは、旅行会社に対する商品造成支援と、この航空会社への支援の二本立てで行っています。この金額について、先日庄内空港にチャーター便が就航した際、航空会社から「大変ありがたい」という言葉をいただいたおり、効果があるのではないかと感じています。

パスポート取得支援がインバウンドに貢献しているのかという点については、県民が海外で多様な経験を積むことが、帰国後の国際感覚の醸成や、外国人観光客をおもてなしする上で大きな助けとなると考えています。これは少し長い目で見る必要がありますが、そういった意味では貢献していくものと捉えています。また、インバウンドだけでなくアウトバウンドも相互に促進し、国際交流を活発にしなければインバウンドの増加も見込めないと考えていますので、双方の促進のためには必要な施策であると考えています。

最後に、チャーター便の見込みについてです。本日12月4日現在、来年度の明確な確定便、あるいは確約をいただいているものは残念ながらありません。しかしながら、当方は常に海外の関係者の皆様と情報交換を行い、働きかけを行っています。11月には、部長を含む県の職員が台湾へ出張し、航空会社や旅行会社を訪問しました。その際、チャーター便の要請を行ったところ、航空機材の手配という課題もありますが、前向きに検討していただいているという状況です。山形空港は内際分離されているものの利用が進んでおらず、庄内空港は内際分離がされていないため受け入れ時間に限りがあるという状況の中、現在調整がうまくいくかどうかを検討いただいているところです。誘致が実現できるよう、

我々としても積極的に取り組んでまいります。

(鈴木治委員)

パスポート取得支援について、年間先着 1,500 名に 5,000 円ということで、予算規模は数百万程度かと思います。しかし、県の財政改善という視点からすると、この事業の必要性には疑問を感じますので、ぜひ再検討いただきたいです。

(吉原元子委員)

パスポート取得支援に関してですが、相互交流の重要性は理解しつつも、対象が初めて取得する方に限定されており、初めての取得者というと、中学生や高校生など、若年層が中心になるかと思います。そうであるならば、インバウンド・アウトバウンド推進というよりも、教育旅行など教育面での支援に重点を置く方が効果的ではないかと感じました。

次に、国際チャーター便についてです。残念ながら来年度の見込みが立っていないとのことです。コロナ禍を経て海外旅行の形態やインバウンドの動向が大きく変化している現状があります。航空機材の不足により、日本の主要空港へ機材が集中し、山形へのチャーター便確保が困難になっていると考えられます。このような状況において、国際チャーター便誘致にこれまでと同じ比重を置くべきか、再検討が必要ではないでしょうか。資料にもあるように、団体旅行よりも個人旅行が増加傾向にあり、訪日外国人観光客の国籍も台湾や韓国だけでなく多様化しています。国際チャーター便による直接的な誘致に固執するよりも、例えば成田空港や関西国際空港から山形への国内便を就航させる、あるいは先日の第2回部会で議論させていただいた仙台空港からの高速バスの本数を現状の往復 1～2 本から 10 本程度に増やすなどといった、多角的な戦略の検討が必要かと思います。日本全体で年間 4,000 万人もの外国人が訪れている現状を踏まえ、その中からいかに山形へ誘客するか、全体的な戦略を見直すことが重要だと考えます。

(イン・アウトバウンド推進課)

チャーター便の誘致については、先日の第2回外部評価でも議論がありました。繰り返しになりますが、今年3月に策定した「第3次おもてなし山形県観光計画」においても、チャーター便への取組みは推進事項として盛り込まれています。しかし、委員御指摘のとおり、今後様々な状況を考慮していく必要があると認識しています。国際定期便が就航していない本県にとって、来県手段の確保は依然として大きな課題です。現在、多様な手段で山形県へ誘客するための方法を検討しており、仙台空港からのアクセス強化も視野に入れています。また、他の空港に到着された観光客をいかに山形へ誘致するかという点についても、来年度は乗り継ぎ便を活用した誘客策などという形で事業設計を考えています。

先日、報道にも出たとおり、空港機能強化の検討が始まっています。その中でインバウンド誘致の手段としてチャーター便が良いのか、定期便が良いのかという点も含め、今後議論が進められることになります。現時点ではチャーター便の実績を積み重ねていくことも重要であると考えており、貴重な御意見も踏まえ、今後の施策に反映してまいります。

(樋口恵佳部会長)

私たちもいくつか質問があります。事業概要に「国際チャーター便の運航に向けたプロモーション」と記載されていますが、このプロモーションの相手方として台湾、香港、韓国等が挙げられています。「等」には他にどのような地域が含まれるのでしょうか。

(イン・アウトバウンド推進課)

具体的に今年度、「等」に該当する特定の地域はありません。情勢が常に変化することから、柔軟性を持たせる意味で「等」という表現を用いていますが、今年度は台湾、香港、韓国に絞ってプロモーションを実施している状況です。

(樋口恵佳部会長)

プロモーションの効果測定に関してですが、現在の成果指標が「外国人の延べ宿泊者数」となっていることについて、少々疑問を感じています。この指標でプロモーションの効果が適切に測れるのか、別の指標も検討する必要があるのではないかでしょうか。効果をどこに求めるかによって指標も変わってくるかと思いますが、いかがお考えですか。

(イン・アウトバウンド推進課)

御指摘のとおり、プロモーションによる直接的な効果を「外国人の延べ宿泊者数」で測ることが適切かというと、直接的ではないかもしれません。この成果指標は、プロモーション活動に加えてチャーター便誘致やその他のインセンティブ施策なども含め、事業全体として宿泊者数の増加に繋がってほしいという意図で設定したものです。そのため、プロモーション単独の効果を測る指標としては、不十分な点があるかもしれません。

(樋口恵佳部会長)

「外国人延べ宿泊者数」という成果指標は事業評価において不可欠なものです。今後は個別の事業内容、例えばプロモーション活動自体の効果を直接的に測れるような指標についても御検討いただければと思います。

(樋口恵佳部会長)

委員の皆様から事業の効果や効率性、またパスポート取得支援の意義、今後のチャーター便就航の見通しなど、多岐にわたる御質問をいただきました。特にチャーター便に関しては、定期便就航に向けた実績の積み上げという意義があるとの回答も聞くことができ、県民としては国際的な空港が県内にあることへの期待感も感じます。

委員からの御意見等を参考に、本事業のあり方について引き続き御検討いただくようお願いします。

◇「住宅新築支援」、「住宅リフォーム支援」について【資料2-④-①、②】

(鈴木治委員)

数字の確認をしたいのですが、令和7年のやまがた省エネ健康住宅の年間建築戸数目標

が 500 件とあります。前年の令和 6 年の目標が 360 件だったのに対し、実績が 259 件と表に記載されていますが、この事業の補助対象とした実績は 197 件で、この数字の関係について、一度確認したいです。

また、本制度は新築着工件数を増やすことを目的としているのではなく、あくまでも優良住宅を増やしたいという趣旨であると理解しています。そのような中で、制度を利用する最終的な利益者は施主ですが、施工業者であるハウスメーカーに大きな偏りはないのでしょうか。つまり、特定のハウスメーカーの営業推進に寄与しているという側面がないか、確認したいです。

(建築住宅課)

まず数字についてですが、支援件数は年間建築戸数の内数という形で御認識ください。

次に、この支援制度が特定のハウスメーカーに偏っていないかという御質問ですが、やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた住宅に対して支援を行っています。この省エネ健康住宅の認定要件には「施工者は県内に住所を有する事業者」という条件を設けていますので、全国展開しているような大手ハウスメーカーはこの制度を利用できません。したがって、本制度は県内の大工、工務店、および地元の事業者向けの支援制度となっています。

(鈴木治委員)

地元の工務店・ハウスメーカーの中でも、特定の事業者に大きな偏りはないという理解でよろしいでしょうか。

(建築住宅課)

省エネ健康住宅を建設できる事業所の登録制度を設けており、県内全域の多くの業者に登録いただいている。そのため、特定の工務店に偏っているという状況はありません。

(鈴木治委員)

やまがた省エネ健康住宅と一般的な住宅との価格差はどれくらいあるのでしょうか。この補助金自体は定額 50 万円とのことですが、その価格差に対してこの補助額はどれほどの割合を占めるのか、そのあたりの感覚はいかがでしょうか。

(建築住宅課)

建設費については、各施工事業者によってばらつきがあるため一概には言えませんが、我々も事業者の方々と意見交換をする中で、やまがた省エネ健康住宅にすることでやはり 100 万円から 200 万円程度の費用が追加でかかるという話があります。その費用の一部を支援する形で、50 万円を補助しています。

(吉原元子委員)

住宅の新築支援とリフォーム支援についてまとめてお伺いしたいのですが、県内の課題として空き家が増加している現状があるかと思います。そのような中で、新築支援とリフォーム支援のあり方、そのバランスについてどのようにお考えでしょうか。もしかしたら、

リフォーム支援の方を強化する方が、県全体の住宅のあり方としてはより望ましいのではないかとも感じますが、この点についてはいかがでしょうか。

(建築住宅課)

新築と中古住宅のバランスというところもあるうかと思います。実はこの二つの制度の他に、規模は小さいですが中古住宅の取得支援もメニューとして用意しています。年間 25 戸程度の予算規模ではありますが、そちらも準備している状況です。

県民の住宅取得行動を見ると、いまだ「新築神話」とも言える持ち家志向が強く、持ち家率は全国で 3 位にあたる約 8 割を占めており、その傾向は根強いものがあります。しかし一方で、近年の物価高騰や人件費の高騰により、住宅の取得価格が上昇傾向にあると聞いています。このような状況から、取得費用を抑えるために中古住宅を求める動きも一部では見られます。新築支援とリフォーム支援のバランスにつきましては、今後も市場の動向を注視し、適切なバランスが保たれるよう努めていきたいと考えています。

(吉原元子委員)

県としては、新築とリフォーム、どちらの方向により誘導していきたいとお考えなのか、今後の見通しがあれば教えていただけますでしょうか。

(建築住宅課)

先ほど御説明したような状況はあるものの、やはり住宅への投資は経済波及効果が非常に大きいと認識しています。一般的に、投資額の 1.3 倍から 1.5 倍程度の経済波及効果があると言われています。そのため、経済効果を考慮すれば、新築という大きな買い物をしていただける方が、経済全体への波及効果は高いと考えています。

(吉原元子委員)

経済波及効果を考慮すると、新築支援の意義も理解できます。しかし、予算規模が限られている中で、同じ 50 万円や 30 万円の補助でも、リフォームと新築ではインセンティブとしての強さが異なるのではないかと思う。新築の場合、50 万円は総額から見れば少額かもしれません、リフォームにとってはかなり大きな金額になりますので、政策目標を明確に見据え、メリハリのある予算配分を御検討いただきたいと思います。

(樋口恵佳部会長)

支援対象者の要件についてそれぞれどのような考え方で決められているのかお伺いします。住宅新築支援では所得が 1,200 万円以下とありますが、この数値の根拠はどこにあるのでしょうか。

一方、住宅リフォーム支援には所得制限がないように見受けられます。この所得制限の有無における考え方、また両者で差を設けている理由についてお聞かせください。

(建築住宅課)

新築支援における所得制限については、この補助制度が富裕層への支援に偏らないよう

にという視点から、一定の所得ラインを検討した結果、設定されたものと聞いています。

一方、リフォーム支援につきましては、所得の有無に関わらず、現在お住まいの住宅の質を向上させることを目的としています。そのため、所得に関係なく、住宅の質を向上させるリフォーム全般を支援するという方針で制度設計を行っています。

1,200万円の数値の根拠につきましては、すぐにお答えできる資料を持ち合わせておりませんので、確認させていただき、後ほど回答させていただければと思います。

(樋口恵佳部会長)

実績は見込み値との兼ね合いもあるかと思いますが、もし実績値を向上させたいのであれば、要件の緩和なども検討いただく余地があるのではないかでしょうか。反対に、実績値に合わせて予算を調整するのであれば、新築支援の予算を若干縮小し、その分をリフォーム支援に充てるなど、住宅ストック形成推進事業費全体での予算配分の整理を検討しても良いのではないかと感じました。

◇「市町村における郷土愛醸成事業」について【資料2-④-①、②】

(吉原元子委員)

3点ほど質問します。まず1点目ですが、この事業は各学校の各教室に新聞を配置することで、新聞を活用した教育活動、ひいては郷土愛醸成に役立ててもらうという趣旨だと理解しています。具体的にそれぞれの学校でどのような活動が行われているのか、その事例を教えていただけますでしょうか。

2点目は、各教室に新聞を置く意義についてです。小学校や中学校には図書室などがあるため、そこに数部配置するだけでも生徒全員が利用できるのではないかと思います。各教室に配置する狙いはどこにあるのでしょうか。

3点目は、購読する新聞社の選定方法についてです。全国紙、地方紙、コミュニティ紙など様々な種類の新聞がありますが、それらを各学校がそれぞれ選定しているのか、あるいは何らかの基準があるのか、その選定プロセスについて教えてください。

(教育政策課)

順次お答えします。まず、各教室に配備する新聞を活用した郷土愛醸成等の具体的な取組みについてです。基本的には、小学校5・6年生および中学校1～3年生の各学年で活用されることになりますが、子どもの発達段階や各学校の教育方針に応じた取組みが行われています。郷土愛の醸成という視点だけでなく、探究的な学習の一環として新聞を活用するケースもあります。

例えば、長井市内の中学校では、毎週全校生徒が新聞のコラムを書き写す活動を行っており、これにより文章力の向上や社会の動きに触れて視野を広げるという取組みが見られます。また、寒河江市内の小学校では、朝の会で日直が関心のある社会の出来事や地域の魅力に関する新聞記事を紹介し、他の児童がそれについて考えたことをまとめるという取組みを行っています。これらは一例ですが、各学校の状況に応じて多様な取組みが実施されていると承知しています。

次に、各教室に新聞を置く意義についてです。図書室などに配置することでも利用は可能という御意見がありましたが、各学級での新聞の使い方は様々であり、利用時間が重なることも想定されます。また、学級毎に違う種類の新聞を購読し、それを交換しながら活用している学校もあると聞いています。これらの状況を踏まえ、各学級に1部ずつ新聞を配備するという形としています。

最後に、新聞社の選び方についてですが、どの新聞をどのように購読・配備するかについては、各市町村の教育委員会における小・中学校の計画等に基づいて決定されています。私個々の学校での選定方法を詳細に把握しているわけではないため、この場で明確な回答をすることは難しい状況です。

(吉原元子委員)

各学校が購読する新聞を決めており、学校によって多様な種類の新聞を置いているところもあれば、1種類のみのところもあるという状況であること理解しました。学校ごとに新聞の使い方が異なるということですが、それぞれの教育委員会が必要に応じて新聞の活用方法を検討しているのであれば、県が支援する必要があるのでしょうか。市町村ごとにそれぞれの地域の学習に必要であれば、市町村がその費用を負担すべきではないかと思うのですが、この点についてもお聞かせください。

(教育政策課)

この事業は平成29年度からスタートしておりますが、その発端は、各市町村から県に対し、こうした事業を立ち上げてほしいという要望があったことにあります。各市町村もこの事業の意義や目的を認めており、県が主導して各市町村に働きかけことで、事業がより円滑に進み、目的達成につながりやすいという意図があります。

あわせて、事業開始当初の目的にもあるとおり、学力向上へのコミットメントも重視しています。そこで、全額を県が負担するのではなく、御覧いただいているとおり、費用は県と市町村で折半し、共にこの事業を進めていこうという趣旨で開始したものです。

(鈴木委員)

私からは2点質問します。1点目は成果指標についてです。「地域や社会を良くするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合」というアンケート結果を成果指標とされていますが、これに違和感を覚えました。このような意識が醸成されるのは、現場の先生方の指導によるものではないでしょうか。このアンケート結果を成果指標としていることについて、見解をお伺いしたいと思います。

もう1点は、吉原委員からも質問がありましたが、1学級に新聞1部が本当に必要なのかという点です。デジタル化が進み、小学校でもタブレットを1人1台持っている状況の中で、新聞もタブレット等で見られる仕組みにすれば、予算をさらに削減できるのではないかと感じます。そういうデジタル化の検討はなされているのか、お聞かせください。

(教育政策課)

成果指標の設定に違和感があるとの御指摘ですが、この成果指標は、全県統一の基本的

な計画である教育振興計画における「豊かな心の育成」という政策の中で設定されています。この「豊かな心の育成」には様々な取組みが含まれており、その一つとしてこの新聞を活用した郷土愛を育む活動促進事業が位置づけられています。そのような文脈で、教育振興計画全体の成果指標を、この新聞関係の事業にも同様に設定している次第です。

なお、参考資料を御覧いただければと思いますが、成果指標として掲げたものだけではなく、その他、事業の効果を示すデータとして、本事業を実施している学校とそうでない学校、あるいは全国の状況を比較したデータがあります。具体的には、本事業を実施する学校では児童生徒が新聞を読む割合が高くなったり、1日あたり2時間以上勉強する生徒の割合が高くなったといった効果も確認しています。これらのデータも我々としては把握しており、今後、どのような指標を成果として設定するのが適切か、引き続き検討していきたいと考えています。

新聞のデジタル化についてですが、現在購読いただいている新聞社にもよりますが、紙媒体を購読していないとデジタル版の利用が難しかったり、デジタル版のみの利用には別途費用が発生したりするケースもあります。そのため、市町村の判断にもよるところではありますが、いずれにしても紙媒体の新聞が前提となっているのが現状です。したがって、デジタル版のみに移行することで必ずしもコストが下がるとは限りません。コスト面だけでなく、紙媒体ならではの効果もあり、特に一覧性の高さが挙げられます。画面では特定の情報しか表示されませんが、紙媒体であれば、様々な記事が同時に目に入り、そこから多様な情報に触れることで、地域の動きや社会全体への興味関心を広げる効果も期待できます。このような紙媒体の持つ教育的な効果も考慮し、現在の新聞購読という事業スキームを採用しています。

(樋口恵佳部会長)

今の回答を受けてですが、実際にタブレットで新聞を購読し、かつ、この事業費を活用している学級はどの程度あるのでしょうか。

(教育政策課)

具体的な数字については、現在把握しておりません。

(樋口恵佳部会長)

多様な児童がいる中で、例えばディスレクシア（識字障害）のような識字に特性を持つ児童の場合、読み上げ機能が使えれば情報取得が可能になることもあります。これは大人にも言えることですが、そのようなＩＣＴを活用した新聞記事の購読できるようになれば良いのではないかと感じました。

そこはおそらく新聞社それぞれの制度にもよるでしょうし、県としてどこまで工夫できるか分かりませんが、利用する学校や学級のそれぞれの要望に応じた使い方ができるようになれば、より良いのではないかと期待いたします。

またこれは質問になりますが、この事業の最終受益者は児童生徒とされていますが、実質的には新聞社に対する支援となっていないでしょうか。郷土愛を醸成するという目的であれば、他の教育活動や地域資源を活用した活動も考えられます。そういうしたものと比較

して、本事業をどのように位置づけているのか、そのお考えをお聞かせください。

最後に、財源の内訳についてお伺いします。令和6年度までは国庫支出金が半額を占めていたとありますが、令和7年度からは全て一般財源に移行しています。この理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

(教育政策課)

この事業の最終受益者が児童生徒ではなく新聞社ではないか、また他の手段もあるのではないかという御指摘についてです。事業の目的は、郷土愛の醸成や地域を知ることにとどまらず、読解力や表現力の向上も含まれております。現代において新聞を購読されていない家庭や、経済的な理由で購読が難しい場合もあります。このように複数の目的があることから、新聞を教材として活用すること、あるいは郷土愛を育み地域を知るためのツールとして使用することにおいて、新聞は必要不可欠であり、他のもので代替するのは難しいと考えています。

次に、令和4、5、6年度の国庫支出金についてですが、こちらは地方創生関係の交付金を活用していました。この交付金には3年間という期間の縛りがあったため、その期間だけの活用となったものです。

(樋口恵佳部会長)

3年限りの交付金だったとのことですが、それが利用できなくなつたのであれば、事業全体の支出の仕組みを見直す必要があると考えます。また、家庭での新聞購読が減少しているからこそ学校に置く意義があるという御説明でしたが、そのような視点もあるでしょう。しかし、なぜこの「新聞を活用した教育活動」が郷土愛の醸成に繋がるのか、その理由についてはさらに県民に対して説明を尽くす必要があると思います。多様な理由があるとのことでしたが、その点をより明確にしていただきたいと思います。

4 閉 会